

森林づくり用具貸し出し要領

[平成25年4月1日 恵森第8号 恵みの森づくり推進課長通知]

[平成30年3月 7日 恵森第791号 改正]

[平成31年2月28日 恵森第659号 改正]

[令和3年4月1日 恵森第530号 改正]

[令和4年3月30日 恵森第629号 改正]

ぎふ森林づくりサポートセンターは、県民の行う森林づくり活動等を支援するため、次のとおり、森林づくりに関する用具の貸出を行う。

1. 貸し出しする用具

貸し出す用具は、別紙1に示すとおりとする。

2. 貸し出し条件

(1) 対象者・対象行事

岐阜県内において、森林づくり活動（森林ボランティア活動、体験活動、普及啓発活動、ぎふ木育活動など）を行う団体。ただし、営利目的及び個人の活動は対象外とする。

(2) 貸し出し期間

貸し出し期間は、使用日の1週間前から、使用日の1週間後までとする。

(3) 受け渡し場所及び時間

受け渡し場所は、ぎふ森林づくりサポートセンターの事務所（県庁森林活用推進課）又は県立森林文化アカデミーのほか、別途、ぎふ森林づくりサポートセンターが指定する場所とし、受け渡し時間は、原則として、平日火曜日又は木曜日の9時30分から16時00分までとする。

(4) 使用料

貸し出しに係る費用は無料とする。ただし、故意又は重大な過失による用具の損傷があった場合は、賠償を求めることとする。

3. 貸し出し手続き

(1) 貸し出し手続き

貸し出しを希望する団体は、貸し出し申請書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、森林活用推進課長（ぎふ森林づくりサポートセンター）へ提出するものとする。

森林活用推進課長は、貸し出し申請書の内容及び貸し出し状況を踏まえ、貸出の可否を通知する。

(2) 返却手続き

活動終了後、借用者は、用具の汚れを落とし、数を確認した上で、実績書（別紙様式2）に必要事項を記入のうえ、期限までに、貸し出しを受けた場所又はぎふ森林づくりサポートセンターが指定する場所へ返却するものとする。

4. その他

(1) 活動の公開について

貸し出し対象の活動は、ぎふ森林づくりサポートセンターのホームページ、ブログ等で紹介することがあり、後日、活動写真の提供を求める場合がある。

(2) 注意事項

貸し出し申請書に記載された目的以外での使用を禁止する。また、貸出しする用具の使用中的事故に関して、ぎふ森林づくりサポートセンターでは一切の責任を負わないものとする。用具の借受者は、活動に際して、「活動参加者へ取扱い方を説明する、もしくは、参加者の安全を確保するための指導員を適切に配置すること」等、安全管理に十分な配慮をすることとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。